

様式第 14 号 (第 9 条関係)

身分証明書
(表)

8.5 センチメートル		5.3 センチメートル
身分証明書		
(景観法第 17 条第 8 項及び第 23 条第 3 項の規定による)		
写 真	有効期限 交付日から 1 年	
	年 月 日発行	
	所属及び氏名	
	宜野湾市長	印

(裏)

この者は、景観法(平成 16 年法律第 110 号)第 17 条第 6 項の規定により原状回復等を行おうとする者及び同条第 7 項の規定により立入検査又は立入調査をすることができる者、同法第 23 条第 2 項の規定により原状回復等を行おうとする者であることを証明する。

関係法令 景観法第 17 条(抜粋)

6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(略)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。(以下略)

7 景観行政団体の長は、(略)景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第 6 項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合には、これを提示しなければならない。

9 第 7 項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

関係法令 景観法第 23 条(抜粋)

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。